

令和5年度 家庭系燃やせるごみ指定袋配達業務及びごみ処理手数料 徴収業務委託（高岡区域）仕様書

1 目的

この仕様書は、高岡地区広域圏事務組合（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する家庭系燃やせるごみ指定袋配達業務及びごみ処理手数料徴収業務（以下「受託業務」という。）について必要な事項を定める。

2 業務場所

高岡市内及び甲が指定する近隣市町

3 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例 高岡地区広域圏事務組合が処理する家庭系一般廃棄物のうち高岡市、氷見市及び小矢部市が収集する燃やせるごみの焼却に係る手数料条例（平成26年高岡地区広域圏事務組合条例第3号）をいう。
- (2) 指定袋 条例に規定する「家庭系燃やせるごみ指定袋」をいう。
- (3) 取扱店 甲の指定を受けて、指定袋を一般に販売する店舗をいう。
- (4) ごみ処理手数料 条例に規定する手数料をいう。
- (5) 取扱手数料 取扱店に対する販売手数料をいう。

4 業務期間

令和5年4月1日～ 令和6年3月31日

ただし、この期間前に業務実施のために必要な準備期間がある。

5 業務内容

甲が乙に委託する業務は、次の各号に定めるものとする。詳細については、仕様書細目に明記する。

- (1) 指定袋配達業務
取扱店からの依頼に基づき、指定袋を配達する業務
- (2) ごみ処理手数料の徴収業務
ごみ処理手数料を地方自治法施行令第158条第1項の規定による徴収委託によって取扱店から徴収し甲に納入する業務

6 業務の管理と責務

- (1) 業務の管理は甲が乙へ無償で貸与する「指定袋配達管理システム」により行なうこと。なお、委託業務終了時においては、業務に使用したシステム、データ等を消去するものとする。
また、受託期間中に知り得たデータ等を他の目的に使用してはならない。委託業務終了後においても同様とする。
- (2) 乙は、指定袋及び徴収したごみ処理手数料を適切に管理するものとし、不適切な管理等によって紛失等の損害が発生した場合には、乙が責任を負うものとする。

7 検査等

甲が必要と認めるときは、乙に対して本業務に係る資料の提出を求め、または検査を実施できるものとする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。